(f)措置の実施について議論するために関心のある加盟国、特に地域の加盟国の代表を委員会との協議に招待することを含め、委員会と当該国家との対話を奨励すること。

(g)全ての国家に対し、課された措置を効果的に実施するためにとられた行動に関するものであって有益と考えられる全ての情報を求めること。

(h)上記11及び15の規定に含まれる措置の違反又は不遵守に関する情報について調査し、適切な行動をとること。

20. 委員会に対し、他の関連する安全保障理事会の制裁委員会、特にアル・カーイダ並びに関連する個人及び団体に関する決議第千二百六十七号（二千十一年）及び同第千九百八十九号（二千十一年）に基づく委員会と協力することを指示する。

報告

21. 事務総長に対し、委員会と協議し、以下の任務を遂行するため、委員会の指示の下に最大で四名の専門家から成るグループ（「専門家パネル」）を当初十三か月の間設置し、当該パネルの作業を支援するために必要な財政及び安全に関する協定を作成することを要請する。

(a)この決議で明記された権限の遂行に当たり、委員会を支援すること。これには、上記17及び18の規定に言及された活動に従事しているかもしれない個人及び団体を後に指定する場合に備えて有している情報をいつでも委員会に提供することを含む。

(b)国、関連する国際連合の機関、地域機関及びその他の利害関係者からの、この決議により決定された措置の履行に関する情報、特に政権移行を弱体化させる事案に関する情報を収集、検討及び分析すること。

(c)委員会と協議し、二千十四年六月二十五日までに最新情報を、二千十四年九月二十五日までに中間報告を、又二千十五年二月二十五日までに最終報告書を理事会に提供すること。

(d)この決議の11及び15の規定に従って課されている措置の対象となる個人のリストに関する情報の精査及び更新において委員会を支援すること。これには、選定の理由に関する公的に入手可能な説明概要のための身元の分かる情報や追加情報の提供を通じたものを含む。

22. 専門家パネルに対し、制裁委員会の作業を支援するために安全保障理事会によって設置されたその他の関連する専門家のグループ、特に決議第千五百二十六号（二千四年）によって設置された分析支援及び制裁モニタリング・チームと協力することを指示する。

23. 全ての当事者及び全ての加盟国、並びに国際、地域及び小地域機関に対し、専門家パネルとの協力を確保することを要請し、全ての関係する加盟国に対し、専門家パネルメンバーの安全及び専門家パネルがその任務遂行のために必要な人物、文書及び場所への妨げられないアクセスを確保することを要請する。

見直しの約束

24. イエメンの状況を継続的に見直し、開発の観点からいつでも必要な場合には措置の強化、修正、停止又は解除を含め、この決議に含まれる措置の妥当性を見直す用意があることを確認する。

政権移行を支援するための経済改革及び開発援助

25. ドナー及び地域機関に対し、リヤドで合意された相互責任枠組みにおいて設定されている優先事項に資金を提供するため、二千十二年九月にリヤドのドナー会議で表明された誓約を完全に実施することを要請し、現地の治安状況を考慮しつつ、支援に対する優先計画を特定するため、誓約を実施していないドナーに対し、理事会と緊密に作業することを奨励する。

26. 相互責任枠組みにおいて設定されている緊急の政策改革を実施するため挙国一致内閣が行動をとることの重要性を強調し、ドナーに対し、執行理事会を通じたものを含めこれら改革を進める助けとなる技術支援を提供するよう奨励する。

27. アル・ダーリウ県を含む北部及び南部県において報告された深刻な人権侵害及び市民に対する暴力に関する懸念を表明し、全ての関係当事者に対し、紛争を終了させ、適用可能な国際人道法及び人権法の下での義務を遵守することを要請し、市民の犠牲を回避し、当事者が市民を尊重し、保護するために必要とされる全ての措置をとる必要性を強調する。

28. 国際社会に対し、引き続きイエメンへの人道支援を提供することを奨励し、二千十四年イエメンの戦略対応計画への完全な資金提供を要請し、この関連でイエメンにおける全ての当事者に対し、必要とする全ての市民への支援の到達を確保するために安全かつ妨げられない人道アクセスを促進することを要求し、全ての当事者に対し、人道支援要員、国際連合及び関連の人員並びにその資産の安定及び安全を確保するための必要な措置をとることを要請する。

29. アラビア半島のアル・カーイダによって実行され又は資金提供された攻撃の増加を非難し、国際連合憲章並びに適用可能な人権、難民及び人道法を含む国際法に従い、この関連で決議第千二百六十七号（千九百九十九年）及び同第千九百八十九号（二千十一年）に従った委員会によって運営されるアル・カーイダ制裁レジームを通じて、この脅威を解決するとの決意を表明し、上記で言及したレジームの下で、アル・カーイダ及び関連集団との全ての関係を断ち切らない個人、集団、事業及び団体に対して更なる制裁を課す用意があることを強調する。

30. イエメンにおける安定と安全に対する、爆発性兵器及び小型武器を含む全ての武器により引き起こされる脅威を解決するための継続した国家の努力（とりわけ備蓄された小型武器、軽火器及び爆発性兵器の安全かつ効果的な管理、保管及び安全の確保を通じたもの、並びに爆発性戦争残存物及び余剰の、没収された、無表示の又は不法に保持されている兵器及び弾薬の回収及び破壊の確保を通じたものを含む）を要請し、治安部門改革にはこのような要素を包含することの重要性を強調する。

31. 紛争後に帰還を望むイエメンにおける難民及び国内避難民が直面している深刻な経済面、政治面及び安全面の障害を認識し、彼らの帰還を促進するためのイエメン政府及び国際社会の努力を支持し、奨励する。

国際連合の関与

32. 事務総長に対し、そのあっせんの役割を継続することを要請し、ジャマル・ベノマー特別顧問の作業に対し謝意を以て留意し、成功裏の移行に貢献するためにＧＣＣ、大使グループ及びその他の主体を含む国際的なパートナーと緊密に調整することの重要性を強調し、この関連で事務総長に対し、移行の支援において国際社会からの支援の調整を継続することを要請する。

33. 事務総長に対し、包括的な国民対話会議の成果の実施に関するものを含め、六十日毎にイエメンにおける進展に関する報告を継続することを要請する。

34. この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

○農林水産省告示第千三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市大沢字御屋敷九四〇の一、九四〇の四、九四〇の甲、九四一の一、九四三、九四四、九四五の一、九四五の三、九六八の四、九六九の一、九七〇の二、九七七の一、九七八の一から九七八の三まで、九七九の一、字小田沢一七九五、一七九七から一八〇二まで、一九四三の一から一九四三の四まで、一九四四の一、一九四四の二、一九四四の子、一九四五、一九四六の一、一九四七の一から一九四七の八まで、一九四八、一九四九の一、一九五〇から一九五二まで、一九五八から一九六三まで、字七曲り一七九七の丑、一七九七の寅、一九四〇、一九四一、一九四二の甲、一九四二の乙、字十二沢山一八四〇の一、一八四〇の四から一八四〇の一〇まで、一八四一の一、字要害一八四二の一、一八四三から一八四九まで、一八五一の一、一八五二、一八五二の二、一八五三、一八五四、字北替山一九六六の一、一九六六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町八ツ田字相善田一二〇五、一二〇五の子、一二〇八の子、一二三九、一二四三の子、一二四四、字栃久保一二四五から一二四八まで、一二五〇から一二五四まで、字向山一六一三